

愛媛県身体障がい者福祉センター新型コロナウイルス対策に係る使用許可条件

〔使用許可の条件〕

- 1 最大利用人数は、ソーシャルディスタンスを確保するために、体育館 50 人、運動場 50 人、大会議室 60 人、研修室 20 人までとすること。
- 2 三つの密(密閉、密集、密接)の発生が原則想定されないこと。
- 3 体調不良の方は、参加させないこと。
- 4 大声での、発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
- 5 適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒、マスク等の着用、室内の換気等)を講じ、拡大防止に資すること。
- 6 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性の方との濃厚接触又は感染拡大地域との往来や該当地域の方との濃厚接触がないこと。
- 7 参加者全員の連絡先を把握し、感染が発生した場合の行政機関による調査への協力を行うこと。
- 8 えひめコロナお知らせネットの活用を徹底すること。(1/4 LINE 登録済)
- 9 新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止のため、使用許可取り消し又は変更となる場合があること。

〔感染対策チェックリスト〕※□にレ印をご記入ください。

- ① 催しの主催者が属する団体や業種に新型コロナウイルス対策ガイドラインがある場合には、そのガイドラインに沿った措置が取られていること。
- ② 感染リスクの拡散を防止するため以下の措置が取られていること。
 - 消毒が徹底されていること。
 - マスクもしくはフェイスシールドを着用すること。
 - 検温の実施などで有症状者の入場を防止する措置を徹底していること。
 - 参加者の連絡先を確実に把握し、QR コードを掲示するなどして COCOA・えひめお知らせネットの利用促進のための具体的な措置が取られていること。
- ③ 個別に注意したりできる人員を配置するなど、大声を抑止する措置が取られていること。
- ④ 入退場や休憩時間に三密を抑止するため以下の措置が取られていること。
 - 十分な換気や食事等での感染防止など密集の回避を図る措置が取られていること。
 - 演者と観客がいる催しでは、相互の接触・飛沫感染リスクを排除する措置が取られていること。
- ⑤ 催し物前後の行動管理に対する措置として、公共交通機関・飲食店等の分散利用の注意喚起の措置が行われていること。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性の方との濃厚接触又は感染拡大地域との往来や該当地域の方との濃厚接触があり、2 週間を経過していない方が参加しない措置が取られていること。

以上の許可条件を理解し、使用を申し込みます。

令和 3 年 6 月 4 日

団体名 愛媛県障害者フライングダンス協会

代表者氏名
(申請者)

大原 卓

